



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年6月17日金曜日 第316号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

指定自立支援医療機関の指定（2件）.....（健康増進課）... 558  
 指定自立支援医療機関の所在地の変更.....（ " ）... 559  
 地籍調査の成果の認証.....（農政課）... 559  
 急傾斜地崩壊危険区域の指定（2件）.....（砂防課）... 559  
 土地改良区の定款変更の認可（2件）.....（東予地方局農村整備課）... 560  
 土地改良事業の計画の変更の認可.....（ " ）... 560  
 土地改良区の定款変更の認可.....（中予地方局農村整備第一課）... 560  
 建設業者の許可の取消し.....（中予地方局管理課）... 560  
 道路の供用開始（県道砥部伊予松山線外）.....（ " ）... 560  
 道路の供用開始（県道美川川内線）.....（中予地方局久万高原土木事務所）... 560  
 土地改良区役員の就退任の届出.....（南予地方局農村整備課）... 561  
 土地改良区の定款変更の認可.....（ " ）... 561

### 公 告

携帯電話通信（LTE）を活用した愛媛県原子力防災ドローンシステムの構築業務.....（原子力安全対策課）... 561  
 スクールバス（中型・福祉車両）の購入.....（会計課）... 562

### 選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....（選挙管理委員会）... 563  
 不在者投票のできる施設の指定の一部改正.....（ " ）... 564

### 公営企業告示

落札者等の告示.....（公営企業管理局総務課）... 564

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第675号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和4年6月17日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
しいのき心療内科	松山市末広町11-6 ベルメゾンスエヒロ1F	医療法人 しいのき	松山市末広町11-6 ベルメゾンスエヒロ1F	理事長 山本芳成	精神通院医療	令和4年4月1日
マック富久調剤薬局	松山市富久町430番地2	株式会社 大屋	西条市西田甲590番地2	代表取締役 伊藤慎太郎	精神通院医療（薬局）	令和4年6月1日
レデイ薬局松末店	松山市松末一丁目6番10号	株式会社 レデイ薬局	松山市南江戸四丁目3番37号	代表取締役 白石明生	精神通院医療（薬局）	令和4年6月1日

#### ○愛媛県告示第676号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和4年6月17日

愛媛県知事 中村時広

指定訪問看護事業者等			訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日		
名	称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名			称	所在地
株式会社イゼン		大阪府枚方市禁野本町1丁目18-9 玉井ビル3階	代表取締役 乾 哲	訪問看護ステーション メディカルレイズ新居浜		新居浜市高木町2番141号	精神通院医療	令和4年6月1日
株式会社ツクイ		神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号	代表取締役 高 貴	ツクイ東温訪問看護ステーション		東温市志津川南五丁目2番地18	精神通院医療	令和4年6月1日

○愛媛県告示第677号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

令和4年6月17日

愛媛県知事 中村時広

名	称	所在地		担当する医療の種類	変更年月日
		変更前	変更後		
そうごう薬局	町店	八幡浜市416番地1	八幡浜市港町416番地1	精神通院医療	令和4年4月29日

○愛媛県告示第678号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和4年6月17日

愛媛県知事 中村時広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地域	調査期間	成果の名称
今治市	郷六ヶ内町2丁目等4単位区域	令和2年度から令和3年度まで	今治市（郷六ヶ内町2丁目等4単位区域）の地籍図及び地籍簿
宇和島市	下畑地の第11	令和2年度から令和3年度まで	宇和島市（下畑地の第11）の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

令和4年6月17日

○愛媛県告示第679号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局及び市役所において縦覧に供する。

令和4年6月17日

愛媛県知事 中村時広

南君東B地区（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和62年3月愛媛県告示第405号）南君東Bの項（以下「南君東Bの項」という。）で指定した標柱3号、標柱2号及び標柱1号を順次結んだ線、標柱1号と急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和58年3月愛媛県告示第454号）南君東の項で指定した標柱9号及び標柱8号を順次結んだ線、同項で指定した

標柱8号と次に掲げる地番の土地に存する標柱11号から標柱15号までを順次結んだ線及び標柱15号と南君東Bの項で指定した標柱3号を結んだ線に囲まれた区域

市町		字	地番	標柱
宇和島市	吉田町南君	東	571番3	11号
			572番10	12号
			572番16	13号
			571番2	14号
			571番5	15号

○愛媛県告示第680号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所及び町役場において縦覧に供する。

令和4年6月17日

愛媛県知事 中村時広

宮原A-1地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱6号と標柱1号を県道美川小田線南側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市町		字	地番	標柱
喜多郡内子町	中川 本川		11番6	1号
			3994番	2号、3号
			4017番	4号
			4002番1	5号、6号

宮原A-2地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱9号と標柱1号を県道小田柳谷線東側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市町		字	地番	標柱
喜多郡内子町	本川		4012番	1号、2号
			4016番	3号
			4017番	4号
			4028番	5号
			4035番	6号
			4040番1	7号、8号
			4033番	9号

○愛媛県告示第681号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市洪水土地改良区の定款の変更を認可した。

令和4年6月17日

愛媛県東予地方局長 山本 泰士

西条市橋土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を令和4年6月10日認可した。

令和4年6月17日

愛媛県東予地方局長 山本 泰士

○愛媛県告示第682号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市金子土地改良区の定款の変更を認可した。

令和4年6月17日

愛媛県東予地方局長 山本 泰士

○愛媛県告示第684号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市安城寺町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和4年6月17日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

○愛媛県告示第683号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、

○愛媛県告示第685号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和4年6月17日

愛媛県知事 中村 時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-29)第16130号	平成29年6月22日	(有)ナカツ電工	中屋敷龍二	松山市堀江町甲842-8	令和4年5月10日	建築工事業	建設業の廃止(一部廃業)
(般-1)第5134号	令和2年3月30日	(有)竹田建設	後藤 秀樹	東温市志津川561-1	令和4年5月12日	造園工事業	建設業の廃止(一部廃業)
(般-3)第9258号	令和3年10月22日	(株)フジクウ	宮内 康夫	松山市久万ノ台1068-1	令和4年5月16日	建築工事業、大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止(一部廃業)
(般-1)第17438号	令和2年1月21日	(株)サントータル愛媛	藤井 真人	松山市古川南1-21-4	令和4年5月24日	建築工事業 塗装工事業 解体工事業	建設業の廃止(一部廃業)
(般-30)第18201号	平成30年11月20日	(株)しまなみ企画	藤井 哲司	松山市土居田町234-7	令和4年5月25日	建築工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第686号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年6月17日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	砥部伊予松山線	松山市高岡町74番5	令和4年6月17日
〃	松山空港線	松山市高岡町74番5から 同町151番3まで	〃

○愛媛県告示第687号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年6月17日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	美川川内線	上浮穴郡久万高原町黒藤川809番2から 同町黒藤川1039番2まで	令和4年6月17日

○愛媛県告示第688号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、五十崎国営開発土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和4年6月17日

愛媛県南予地方局長 赤坂克洋

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	山岡金也	喜多郡内子町五十崎甲1835番地
"	佐伯忠廣	喜多郡内子町五十崎甲275番地
"	寄野勇	喜多郡内子町五十崎甲1182番地の1
"	井上多喜雄	喜多郡内子町五十崎乙626番地の1
"	松田純一	喜多郡内子町大久喜甲169番地
"	脇坂寛	喜多郡内子町重松甲23番地の3
"	力石忠	喜多郡内子町宿間甲267番地の1
"	寺谷博幸	喜多郡内子町平岡甲1895番地の3
"	松田敏	喜多郡内子町福岡甲844番地
"	福岡健	喜多郡内子町重松甲1391番地
"	松岡義久	喜多郡内子町重松甲590番地
"	宮本利一	喜多郡内子町只海甲1135番地
"	一宮幸藏	大洲市徳森2632番地の93
"	石田光盛	喜多郡内子町平岡甲533番地の1
"	三原美津夫	喜多郡内子町平岡甲1935番地の3
監事	久保徳太郎	喜多郡内子町宿間甲805番地第2
"	大松儀一	喜多郡内子町只海甲1298番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	山本昌行	喜多郡内子町五十崎甲1368番地
"	佐伯忠廣	喜多郡内子町五十崎甲275番地
"	栗田謙一	喜多郡内子町五十崎甲1151番地
"	井上多喜雄	喜多郡内子町五十崎乙626番地の1
"	松田純一	喜多郡内子町大久喜甲169番地
"	脇坂寛	喜多郡内子町重松甲23番地の3
"	力石忠	喜多郡内子町宿間甲267番地の1
"	寺谷博幸	喜多郡内子町平岡甲1895番地の3
"	松田敏	喜多郡内子町福岡甲844番地
"	福岡健	喜多郡内子町重松甲1391番地
"	松岡義久	喜多郡内子町重松甲590番地
"	宮本利一	喜多郡内子町只海甲1135番地
"	一宮幸藏	大洲市徳森2632番地の93
"	石田光盛	喜多郡内子町平岡甲533番地の1
"	三原美津夫	喜多郡内子町平岡甲1935番地の3
監事	徳田義行	喜多郡内子町宿間甲694番地の1
"	大松儀一	喜多郡内子町只海甲1298番地

○愛媛県告示第689号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、五十崎国営開発土地改良区の定款の変更を認可した。

令和4年6月17日

愛媛県南予地方局長 赤坂克洋

公 告

○公 告

次のとおり企画提案書の提出を招請する。

令和4年6月17日

愛媛県知事 中村時広

1 業務概要

(1) 業務名

携帯電話通信（LTE）を活用した愛媛県原子力防災ドローンシステムの構築業務

(2) 業務内容

携帯電話通信（LTE）を活用した愛媛県原子力防災ドローンシステムの構築業務公募型プロポーザル手続等に関する説明書（以下「説明書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和5年3月17日まで

2 参加資格及び評価項目

(1) 企画提案書の提出者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

イ 参加表明書の受領の期限の日から企画提案書の受領の期限の日までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て又は会社法（平成17年法律第86号）の規定による特別清算開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

エ 企画提案書の受領の期限の前6か月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは当

該暴力団員が役員となっている法人その他の団体又はこれらの者の利益となる活動を行う者でないこと（アに該当する者を除く。）。

(2) 企画提案書を特定するための評価項目

ア 業務の実施体制

1で示した業務と同種若しくは類似の業務の実績又は当該業務に類する実証実験の運営若しくは当該実証実験への参画の実績、配置予定管理技術者の資格及び実績並びに実施体制

イ 事業内容

ドローン運航システムの整備、実運用に向けたドローン飛行テストの実施、ドローン運用体制の整備

ウ 業務計画

スケジュール及び進捗管理の妥当性

エ 追加提案

新たな技術等の追加提案の妥当性

3 手続等

(1) 担当部局

愛媛県県民環境部防災局原子力安全対策課原子力防災グループ

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2341

(2) 説明書の交付の期間、場所及び方法

ア 期間

令和4年6月17日（金）から7月1日（金）までの執務時間中（愛媛県の休日定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

無料にて交付する。

(3) 参加表明書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

令和4年7月1日（金）午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

(4) 企画提案書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

令和4年7月27日（水）午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

愛媛県県民環境部防災局原子力安全対策課原子力防災グループ

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2341

(4) その他

詳細は、説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered: Development of a nuclear emergency prevention system in Ehime Prefecture using drones that operate on mobile phone communication (LTE), 1 set

(2) Time limit to express interests: 5:15 p.m., 17 June 2022  
Time limit for the submission of proposals: 5:15 p.m., 27 July 2022

(3) For further inquiries relating to the proposal, please contact: Nuclear Disaster Prevention Group, Nuclear Safety Measures Division, Disaster Prevention Subdepartment, Public Affairs and Environment Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2341

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年6月17日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

(1) 件名

スクールバス（中型・福祉車両）の購入

(2) 購入物品名及び数量

スクールバス（中型・福祉車両） 2台

（使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）

(3) 購入物品の内容等

入札説明書等による。

(4) 納入期限

令和5年3月16日（木）

(5) 納入場所

愛媛県立しげのぶ特別支援学校

(6) 入札方法

ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であ

るかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
(3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
(4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
(5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県出納局会計課用品調達係
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話（089）912 2156

- (2) 入札書の受領期限
令和4年7月12日（火）午前9時から同月13日（水）午後1時29分まで

- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所
令和4年7月13日（水）午後1時30分
愛媛県庁第二別館5階 入札室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：令和4年7月6日（水）午後5時

- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否
要

- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

ア 契約保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

イ 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接または郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

ウ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: School bus for special support education school use , 2
(2) Time limit of tender: 1:29 p.m. , 13 July 2022
(3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Accounting Division , Treasury Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2156

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和4年6月17日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,137,687
(2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,754
(3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 242,211

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

Table with 3 columns: 選挙区別, 選挙権を有する者の総数, 同左の3分の1の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあつては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

大洲市・喜多郡	48,945	16,315
伊予市	30,646	10,216
四国中央市	71,684	23,895

西予市	31,101	10,367
東温市	28,062	9,354

○愛媛県選挙管理委員会告示第39号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

令和4年6月17日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
1～3 省略				1～3 省略			
4 老人ホーム				4 老人ホーム			
名 称	種 類	所 在 地	指定年月日	名 称	種 類	所 在 地	指定年月日
省略				省略			
特別養護老人ホーム五明苑	省略			特別養護老人ホーム五明苑	省略		
特別養護老人ホーム福寿	特別養護老人ホーム	松山市権現町甲10	令和4年6月10日				
ショートステイ福寿	老人短期入所施設	松山市権現町甲10	令和4年6月10日				
介護付有料老人ホーム福寿	有料老人ホーム	松山市権現町甲10	令和4年6月10日				
省略				省略			
5・6 省略				5・6 省略			

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第5号

次のとおり落札者を決定した。

令和4年6月17日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
DRシステム 1式 (県立今治病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和4年5月26日	富士フィルムメディカル株式会社 四国支社 香川県高松市中野町29番2高松パークビル7階	43,758,000円	一般競争入札	令和4年4月8日